大阪地方裁判所委員会(第27回)議事概要

(大阪地方裁判所事務局総務課)

10月29日(月)に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は,次のとおりです。

1 日時

平成24年10月29日(月)午後2時30分から午後5時30分まで

2 場所

大阪地方裁判所第二会議室

3 出席者

(委員)稲田和也,栄藤利之,木村岐代子,但野克典,谷口美樹子,戸部義人, 野原隆司,松田岳士,山田一信,吉岡康生,森恵一,佐藤方生,中川 博之,二本松利忠(敬称略)

(ゲストスピーカー)京都大学大学院法学研究科教授 笠井正俊

(説明者)森純子

(事務担当者)中本敏嗣,巽信裕,山本猛,西山実

(庶務)坂本靖史,西名裕

4 配布資料

京都大学法科大学院関係資料 (パンフレット,募集要項,科目一覧,シラバス例),平成24年司法試験の結果,実務修習の流れ等

5 議題

大阪地方裁判所における法曹養成への取組

6 議事

(委員長: 委員(学識経験者): 委員(法曹関係者): ゲストス

ピーカー,説明者,事務担当者及び庶務:)

- (1) 大阪地方裁判所長の挨拶
- (2) 委員異動報告及び自己紹介(但野委員)

(3) 委員長の選任

吉野前委員長の異動により,山田委員長代理が議事進行を担当して,委員長の選任を行った結果,委員長に二本松委員を選任した。

発言要旨は次のとおり

- :地方裁判所委員会は,地方裁判所に意見を言う場であることから,地方裁判所 長が委員長に選任されるより,学識経験者委員の中から委員長を選任する方が, その趣旨に合致していると思う。
- : 我々の任務は,裁判所の課題やテーマについて意見を述べることであり,委員 長になり議事進行等を務めることになると,逆に意見を表明することが難しく なる。過去と同様に,所長が委員長になるべきである。
- : 学識経験者委員が,地方裁判所委員会の準備等をすることは,実際上難しいと思う。従前,所長が委員長を務めていても,学識経験者委員が自由に意見を言える雰囲気は十分確保されていたので,慣例通りで良い。
- : 学識経験者委員が,上手に議事進行することは,ベースがないので難しい。この地方裁判所委員会について,全体的なベースを持っている人が委員長を務めた方がよい。
- : 御意見を聞かせていただいた結果,互選ということで,二本松委員に委員長を 務めてもらうということでよろしいか。(反対意見なし。)

(4) 委員長の挨拶

(5) 委員長代理について

:山田委員におかれては,引き続き委員長代理として御支援賜りたい。

(6) 笠井正俊教授説明(京都大学法科大学院の教育内容)

(7) 森純子部総括裁判官説明(大阪地方裁判所における法曹養成への取組)

(8) 意見交換



- : 医師に関してであるが,アメリカなどでは社会的な活動経験がないと受験資格がない。非常に難しいことであると思うが,裁判官についても,人間性を育てるために,何かできることはないか。
- :京都大学でも人間性をどう育てるかについては大変気を使っている。しかし, 法曹倫理の面からの授業はあるものの,人間力をどう身につけていくかという ような授業はない。普段からの学生との受け答えなどのやりとりで,対応して いる面はある。依頼者にも弁護士を選ぶ権利はあるので,問題のある人物はそ の市場の中では淘汰されていくと思う。
- :司法修習生は,裁判所や弁護士事務所で,書記官,当事者,事務員,依頼者等と接するので,そういった人たちとの関わりの中で人間性について学んでいってもらいたいと思う。
- : 医師についての話だが,現状試験さえ通れば医師になることができてしまう。 当病院では,志望者について面接をして,臨床には向いていないということで 落としたことがある。人間が人間を扱うということは神の領域であると考える ので非常に難しい問題だが,誰かが真剣に医師の適性について判断していかな ければならないと考えている。

- :企業における法科大学院出身者の採用について,司法試験に受かっているかどうかは二の次で,会社員として適性があるかどうかが重要視されているので, 現実には社会に出る段階である程度仕分けされている。
- : 司法試験の結果を見ると,合格者中の最高点と最低点との乖離が大きく,仮に依頼者の立場であれば,このような状態は大丈夫なのかという素朴な疑問を持つと思う。また,司法研修所で二回試験という最終考試があるようだが,その考試において,司法修習生は,ふるいにかけられているのか。
- ・考試の点については、ふるいにかけられていて、昨年、56人が不合格、不合格率が2.7パーセントであった。
- : 京都大学においては,修了認定を確実にやっており,留年する人もいる。しかし,それでも司法試験で悪い点をとる学生はいる。
- : 各人,各事案の結論について,ある程度考えを持っていて,その考えと,理論的な話とを噛み合わせるセンスを持っている人しか,現実,なかなか先に進めないと思う。法律学の世界で,優秀と観念されてきたものについては,人間性というものも入っていると思う。法律学の論文を書くときには,もちろん技術的な専門用語を使うが,実際に述べていることは人間の紛争解決の話なので,それぞれの正義感や公平感が,論文の中に生き生きと見えてくるものでないと良い論文とはみなされない。学生にもそのことが伝わるように,授業をしているつもりである。しかし,学生としては,学ばなければいけない知識量が膨大にあり,目の前に試験があるので,結局それに追われてしまっている。どのような法曹が優秀かということについてのコンセンサスは,ある程度存在するものの,現実に,試験が目の前にあると,バランスを取ることは難しく,法科大学院としても苦慮している。先ほどの説明の中で,修習生のマニュアル指向が進んでいるということだが,法科大学院が設立されてから,そのような傾向が出てきたのかどうか伺いたい。

- : どの時点からマニュアル指向が進んできたかという点についてまでは分析していないが、個人的な意見としては、法科大学院に原因があって、マニュアル指向が進んでいるわけではないと思う。マニュアル本が多く出版されていることが、修習生のマニュアル指向が進んだ原因の一つではないかと思う。
- : 若者のマニュアル指向は,理工系の学部でも感じる。最近の学生は,おとなしい。因果関係があるかはわからないがゆとり教育が関係していると思う。人間力という話は,理工系でも結構議論されている話である。就職のためのインターンシップではなく,実社会を知るためのインターンシップを,私の所属する学部では行っている。自分の勉強していることが,どう実際に生かされているのかという点や,企業の中でのチームワークとはどのようなものかという点について,学生に体験させる。このような社会との接点を深める働きは,理工系の大学でも随分行っている。企業の中での理工系の博士は,おとなしすぎると非常に評判が悪い。企業内での理工系の博士の割合は,海外に比べると,非常に少ない。理工系の学部でも,専門的な教育にばかり偏らず,視野の広い博士を育てようという試みが始まっている。仕組み自体を変えていかないと学生も変わっていかないという点は,社会科学の分野でも同じことが言えるのではないかと思う。
- : 私は,法科大学院で非常勤として授業を行っているが,法曹としての資質を, 授業の関係だけから見抜くことは,正直難しい。ただし,課題を事前に与えて レポートを提出してもらうので,表現力や問題解決力などは,ある程度育てる ことができる。相手に時間内でうまく説明することができるかどうかは,司法 試験では試されない点である。弁護士,検察官,裁判官になった後,オンザジョブトレーニングの中で,人間力が磨かれていくことになると思う。修習生に は,弁護士,事務員との関わりや,案件を通して,実際の社会の隅々まで知っ てもらいたいと考えている。

:大阪地方検察庁では,総務部の指導係検事が司法修習を担当している。先ほど の説明の中で分野別実務修習の話があったが,その中の検察修習は2か月あり 導入教育期間修習,捜査実務修習,公判実務修習の3つに分けて,修習を行っ ている。導入教育期間修習においては,座学での講義が中心であり,法医学教 授の講義,厚生労働省の麻薬取締官による講義などの外部講師による講義もあ る。捜査実務修習においては,比較的軽微な自白事件で,かつ身柄が拘束され ていない在宅事件について,指導係検事の指導のもと,実際に,修習生が補充 捜査や取調べを担当して行っている。大阪では,2,3人の修習生で一つの事 件を処理してもらっている。取調べの場合 , 指導係検事が , 事前に , 修習生に 対して、問題点や質問の仕方を指導し、被疑者や参考人に修習生の立場を伝え たうえで,取調べの了解を得て指導係検事が同席して行っている。公判実務修 習では、意欲のある修習生について、冒頭陳述要旨や論告要旨を起案してもら う。選択型実務修習において,検察庁で用意しているコースは,捜査実務コー ス,公判実務コース,見学コースである。捜査実務コース,公判実務コースで は、最初の分野別実務修習の2か月でやることができなかった点について行い 見学コースでは、警察、刑務所等の矯正施設、税関、海上保安部などの見学や その場での意見交換を通して,社会経験を積んでもらっている。検察官として の資質を,2か月間で見抜くことは難しい。現在,検察改革を進めており,そ の中で、「検察の理念」という文章にまとめたものを作成した。我々の職務は 事案の真相を解明して,犯した行為及び結果に見合う処罰を求めることであり 事案の真相を追求するためには被疑者や証拠について,厳しい目で見ていく必 要がある。一方,神ではない人が人を裁く仕事であるので,やはり,謙虚な気 持ちも持っていなければならない。この厳しさと謙虚さとのバランスを,若い 検察官に対しては,事件の決裁を通じながら,教えるよう努めているところで ある。

- : 民間企業における若者の育成の仕方は,基本的には,オンザジョブトレーニングである。民間企業では,いろいろな人物の目を通って,上に上がっていき,外に出しても恥ずかしくない人物になっていく。弁護士や医師は,試験さえ通ればどこでも通用する。先ほど,病院の面接で志望者を落としたという話があったが大賛成である。弁護士であっても,4年に1回位,試験があっても良いと思う。裁判官も,任官後,そのような選抜があるのか。民間企業では,絶えず,選抜試験を受けている。そのようなものが,システムとして必要ではないかという印象を持っている。
- : 裁判官は、任期10年である。10年ごとに、再任の申請をする。身分がつながっているわけではない。再任も、最近は、厳しいものになってきている。試験があるわけではないが、10年間の判決や訴訟指揮などの実績の積み重ねを評価されている。司法研修所では、年間を通して、多種多様な裁判官の研修を行っており、また、裁判員制度が始まってからは、裁判員制度についてのいるいろな実務研究会を行っている。
- :最近の人事の面接においては、若い人が、根拠のない自信を持っていること、また、労を厭うということが、非常に大きな特徴としてあげられる。根拠のない自信を持っている理由としては、面接の仕方などがマニュアル化しており、その中で自信を持って面接に臨めというようになっているからだと思われる。そのことにより、面接における選別が、難しくなってきている。若い人は、自分で疑問に思っていることをデスクに投げかけているが、デスクとしては、そのような疑問を持っている以上、しっかり裏を取っていると思い、ところが、若い人としては、デスクが確認を取っていると思っており、その不十分なキャッチボールが誤報の原因になる。その根本原因として、労を厭うということがあげられる。また、最近の若い人の特徴として打たれ弱いということもあげられる。若い人を新聞記者に育てていくことは、本当に難しい。裁判官も同様で

あると思う。若い人を育てるためには,労を厭わずに仕事をしたときの達成感を味わわせるということ以外にはないと思うが,それをどうやるかはこれからの大きな課題である。

:最近の若手裁判官は、熱心で良くできるように見える。朝早くから来て、夜遅くまで残っている。本当にそれで良いかは心配に感じている。短期決戦のように集中してやっているが、もう少し、5年後、10年後のことを考えて、じっくり体力がつくように育っていってもらいたいと思う。基本的には部総括、右陪席、左陪席の3人の中で、各事件にどのように取り組み、どう良い解決に導いていくかというところを考えていく中で育ってもらい、足りないところを大阪地方裁判所全体として、カリキュラムを作ってサポートしている。若手裁判官は自分たちが、どういう目で見られているか、どういうことが本当に正しいか、ということを日々気にしすぎていると感じている。育成する立場の者としては、もう少し大きいところで彼らを包んでいかなければならないという気持ちでいる。これまでの話の中で、若い人は打たれ弱いという話があったが、その点は、若手裁判官も同様であり、部総括裁判官が逆に気を遣って若手裁判官と話しているという面がある。

: 裁判官に学んでもらいたいこと及び備えてもらいたい資質,修習の段階及び裁判官になってからの段階で行ったほうが良いことについて,各委員の御意見をお伺いしたい。

: 弁護士については,市場原理が働いているが,検察官,裁判官については,基本的に当事者は選ぶことができない。よって,検察官及び裁判官は,幅広い教養を身につけてもらいたい。特に歴史を,学んでもらいたいと思う。ロースクールやオンザジョブトレーニングの中でも,やってもらいたい。

:京都大学法科大学院学生募集の枠の話において,法学未修者,社会人枠がある との説明があったが,そういう人を選ぶメリットがうまく生かされたら良いと 思う。会計の世界では,昔は独立志向の人がほとんどであったが,今は独立する人は少ない。将来,独立を考えて仕事をする場合と,今後も組織の中で仕事をしていくことを念頭において仕事をする場合とでは,やはり仕事の密度が異なってくると思う。大手の法人の会計士は,平安時代,室町時代のきれいな装飾用の刀の切れ味のような感じだが,私がお世話になった個人の先生からは,戦国時代の同田貫のようにぐさっとくるような切れ味のある人間になりなさいと言われた。今の若い人には,そういった人間は少ないように思われる。

: 昔の消費生活相談業務は,梅干しの付け方を教えて欲しいなどの食べ物に関する話が多かったが,今は,訪問販売等の法律関係の相談がほとんどである。今の相談員は,法律の勉強や通達の勉強をしてきている。いかに法律をうまく使い,両者を納得させ,妥当な解決に導くかということが重要である。相談者は自分に都合のいいことしか言わない場合があるが,それをいかに見抜くかが大切でありコミュニケーション能力も必要になる。若い人には,法律だけ勉強しているだけではだめであり,常に新しい情報を取り入れるよう伝えている。裁判官でも同じことが言えると思う。車を運転しない裁判官が,車の事件を扱うのは大変だと思う。先輩としては,後輩に対し,いろいろなアドバイス,力添えをすることも重要である。今の学校では,あまり目立つといじめの対象になるようである。そのような学校生活を送ってきたことが,今の若い人の特徴にも影響してきていると思われる。

:司法の取材を長くやってきており裁判官と接する機会は今までたくさんあったが,裁判官は,頭の回転が速く,理解力があり,事務処理能力も高く,全般的に誠実で真面目な人が多いと感じている。本当のところがどこにあるのかという見抜く力は,裁判官の資質としては,とても大事であると感じている。人間は,必ずしも合理的にだけ動かず,感情的に動くことも当然あり,そのトータルを深く理解する力が必要である。そのような力をどう身につけるかという点

について,妙案はないが,裁判官は,あまり理不尽な目に遭ったことがないのではないかという印象があり,会社では,二十代では自分の意見など全く聞いてもらえないし,非常識なことを言う上司もいたが,そのような理不尽な目に遭って鍛えられた面もあると感じているので,そういった経験も必要ではないか。

- : 現在,建築士になるには,実務に2年間ついて,合格率11パーセントくらいの試験を通る必要があり,非常に難しいものとなっている。また,3年に1回資格の更新があり,その際,試験もある。現在,調停の中で裁判官と接しているが,全ての人にわかりやすく条項を説明し,共感を持って当事者に接することができるような裁判官になってもらいたいと思う。
- :京都大学法科大学院のパンフレットを見ると,「創造力ある法曹の育成」という言葉があるが,今の若い人たちには,イマジネーションの方の想像力が欠けているのではないかと思う。法科大学院のカリキュラムの中では,学生たちに自分の意見を議論させて,それを指導して,ある方向に持って行くという形の講義をされているということでよろしいか。
- : 学生の意見が二つあって, どちらの意見も合理的である場合は, 両方の意見が成り立つので, 弁護士になった後も, それぞれがその意見を主張すれば良いと思う。一方が完全に間違っていたり誤解である場合には, はっきりそのことを学生に伝える。学生から先生はどちらが正しいと思うかと聞かれれば, 私の学説はこちらです, といった範囲で答えるようにしている。
- : 私は学生に対して,発表された論文については,批判的に見なさいと言う。裁判官からすると,過去の判決が論文に相当するものだと思われるが,答えの出にくいようなことについて,意見を戦わせることが必要であると思う。
- : 裁判員裁判の反省会の議事録を見ると,裁判官もこういう機会は良いというようにも言っており,このような環境や機会を作ることが大事である。若い人は

どんどん変わっていくので,ロングスパンで考えていく必要がある。大人は, 権威を保つべく,プロとして毅然とした態度で,若い人に接する必要があり, そのことは,どの業界でも同じである。

: 理不尽な目に遭うこともいい経験になるという意見には、違和感がある。裁判は、純粋に何が正しいかを追求する場でもある。しかし、世間を知らずに突き進んではいけないという点は、その通りであり、世間を知る機会は必要であると思う。先ほど、法科大学院の法学未修者の話が出たが、私の経験では、純粋な法学未修者は非常に少ない。純粋な法学未修者のうち、10パーセントくらいの人は感覚的にも論理的にも噛み合う人が多く、最終的に非常にうまくいくという印象を持っている。実際に、裁判官になっている人もいる。残りの法学未修者については、結構な人数が、法学の話についていけなかったり、なじめなかったり、途中で退学したり、司法試験に通らなかったりしている。

: 裁判所では,コミュニケーション能力や指導力の研修はないのか。

: コミュニケーション能力や指導力については,裁判官の研修の中で講師を呼んで講義をしたりする。判事補では,一,二年間の他職経験が必要であり民間企業に勤めたり,弁護士になったりして,能力を磨く機会がある。

: 裁判官も人文科学系等の勉強もした方がよい。裁判官も弁護士も検察官も,実際に社会へ出て行ったら通用するのかという目で見ると,その人について適性があるかどうかがわかってくると思う。

:修習生のマニュアル化,正解指向という話があったが,私が司法研修所にいるころから,その点は強く感じていた。予備校の影響で,答案がパターン化してそれを打破するために,ロースクールが立ち上がったので,マニュアル化打破という点については,ロースクールの方で,力を発揮してもらえたらと思う。司法修習の期間も1年になり,最初に,各2か月の分野別実務修習に入るという状況の中で,各修習生の適性を見抜くことがより難しくなってきており,任

官後のオンザジョブトレーニングがより重視されるようになってきている。また,司法研修所での裁判官の研修,実務の中での判事補の研修等も,可能な限り行っているところではあるが,更に今日いただいた御意見も踏まえて取り組んでいきたい。

: 今日は,プロフェッショナルの在り方や,裁判官や法曹に必要な人間力,見抜く力,想像力の話など,貴重な意見をたくさんいただいた。裁判官の集まりの中でも,今日の意見を紹介して,裁判官からも意見を聞いてみたいと思う。

(9) 委員会庶務からの報告

: 大阪弁護士会の弁護士から,本日の委員会について,傍聴の申入れがあった。この申入書によると,傍聴を求める趣旨は,委員会の運営や意見交換の状況を実際に見聞した上で,地方裁判所委員会の意義や在り方について検討したいというものである。委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定めることとされているが,当大阪地方裁判所委員会では,平成16年9月29日開催の第3回委員会において,「議事の一般公開は行わない。報道機関に対しては,当面,委員会冒頭の撮影を認め,委員会終了後,委員長から当日の委員会での議事内容の要旨を説明する。」ことを確認している。傍聴人がいることによって,自由闊達な発言がしづらくなるのではないかなどの理由から,このような確認がされたものである。したがって,今回の申入れの内容は,委員会の確認事項と異なるものであり,山田委員長代理に諮った上で,10月26日,委員会庶務から同弁護士にその旨を説明して,今回の委員会については,傍聴をしてもらうことはできない旨を回答した。以上が,傍聴の申入れと,それに対する対応についての報告である。

: 当委員会の議事の公開については, どうなっているか説明をされたい。

: 議事概要を作成して,裁判所のウェブサイトで公開しており,各発言者の氏名 の記載はないが,発言内容についてはできるだけ忠実に載せている。

- : 先ほどの報告にあったような弊害はあまりないと思う。もう一度,委員会で検討して,多数の意見に従えば良いと思う。
- : 昨年にも, 先ほど述べた確認事項が確認されているのか。
- : ここにいらっしゃるほとんどの委員が出席された委員会の場で , 同趣旨の内容 が確認されている。
- :確認事項を改めたり検討したりすべきかという点について,各委員の御意見を 伺いたい。
- : ウェブサイトで議事概要が公開されているし,この場には弁護士委員もおられるので,公開する必要はないと思う。
- :申入書では,どういう理由で傍聴したいという趣旨だったのか。
- : 申入書では,今般,他の地域の裁判所委員会で,弁護士が委員会を傍聴した例があると伺ったこともあり,地方裁判所委員会の意義や在り方等を検討するにあたり,是非とも裁判所委員会の運営や意見交換の状況を実際に見聞したいと考えるに至りました,という記載がある。
- :何が良くて何がだめで,誰が良くて誰がだめなのかという問題が出てくるので 今は確認事項を変えることはやめた方が良いと思う。
- :他にご意見もないようなので、確認事項については、当面このままとし、また何かあれば確認事項の変更等を検討するということにしてはどうか。(反対意見なし。)

7 次回のテーマ

調停制度に関するもの